

## ふくしま満天堂ブランド確立推進事業委託仕様書（案）

### 1 事業の目的

本県では、農林漁業者の安定的な所得と雇用機会の確保、農山漁村の活性化を図るため、第4期ふくしま地域産業6次化戦略を策定し、豊かな農林水産資源を活用し、地域の多様な主体がそれぞれの強みを生かして取り組む「地域産業6次化」を推進している。

当事業では、6次化商品共通ブランド「ふくしま満天堂」のもと、本県農林水産物を活用した6次化商品が満天の星のように、福島県がスター商品であふれる未来を目指すため、マーケティングスキルの向上や高付加価値商品の開発・改良、販路開拓等を一体的に支援し、事業者の自走力強化と「ふくしま満天堂」ブランドの確立を推進する

### 2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### 3 業務の内容

#### (1) 「ふくしま満天堂」ブランドの運営・管理

ア 「ふくしま満天堂」ブランド商品は登録制とし、県内に広く周知すること。

イ 「ふくしま満天堂」ブランドへの登録に有望な6次化商品の掘り起こしのため、市町村・農林事務所・県の他の事業等と連携し、幅広く事業の周知を図ること。

#### (2) 研修会の開催

ア 商品登録事業者向けに、販路拡大に活かせる研修会を2回以上開催すること。  
研修会の開催にあたっては、状況に応じて、動画コンテンツやWEB会議等を活用した開催を検討すること。

イ 商品登録事業者向けに、商品企画開発に活かせる研修会を6回以上開催すること。

#### (3) 個別相談の対応

商品登録事業者向けに、既存商品の改善や新商品開発に関して、専門的知見より必要な助言等を行うこと。

なお、支援については、状況に応じて、WEB会議等を活用した支援を検討すること。

#### (4) 商品カタログの作成

「ふくしま満天堂」ブランド商品をバイヤー等に紹介するためのカタログを作成すること。

#### (5) 大型商談会への出展

ア 大型商談会へ2回以上出展し、両商談会で県内6次化事業者計20者以上に商談機会を提供し、バイヤーとのマッチングを図り、販路開拓・拡大に向け支援すること。

なお、バイヤーに向けて、出展事業者以外の登録商品も効果的に情報発信すること。

イ 出展事業者の募集及び選考等について、県と連携して行うこと。

ウ 選定した出展事業者から出展料（1事業者50,000円）を徴収すること。

なお、徴収した出展料は、主催者に支払う出展料に充当することとする。  
エ 出展事業者に対し、必要事項の伝達等及び商談スキルの向上につながる研修会について提案、実施すること。

(6) オンラインを活用した情報発信

「ふくしま満天堂」のホームページの運営など、オンラインによる情報発信を行うこと。

(7) 商品の表彰

6次化商品に係るコンテストを企画し、プロ目線（百貨店や量販店のバイヤー、食の専門家等）及び消費者目線による評価を行い、これまで実施された「ふくしま満天堂グランプリ」に準じて、上位商品の表彰を行うこと。

(8) 事業の高付加価値化に向けた取組

本事業をより効果的なものにする独自の取組を行うこと。

(9) その他

ア 本事業で取り扱う商品は、核となる原料が県産農林水産物であり、JAS法、食品衛生法及び健康増進法等が遵守されたものとする。

イ この仕様に定めのない事項については、必要に応じて協議すること。

ウ 事業の実施にあたっては、当事業への参加頻度や商品開発・改良・販売状況等の総合的な観点で各事業者を評価し、グループ分けを行い、それぞれに適した支援を実施することで中位グループ以下の底上げを図ること。

#### 4 契約締結後の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の号に掲げる書類を福島県の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

ア 着手届

イ 総括責任者通知書

ウ 再委託等に係る承認申請書

エ 状況報告書

毎月10日までに、前月の業務実施状況について報告すること。

オ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務終了後速やかに提出するもの

ア 完了届

イ 実績報告書

ウ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

#### 5 成果品

(1) 「業務の内容」に記載の各業務の実施結果をまとめた報告書。（実施状況写真含む）

(2) その他甲が必要と判断したもの。

#### 6 事業実施に当たっての留意事項

(1) 疑義に関する協議等

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。また、本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について、疑義が生じたときは、両者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

(2) 著作権

本委託業務により制作される成果物の著作権は福島県に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、福島県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

(3) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ福島県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託できるものとする。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

(5) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする